



Title	NTT分割の先送りの政治過程 : 政策連合調整型ネットワークの変容を中心に
Author(s)	尹, 爽相
Citation	阪大法学. 2007, 56(5), p. 75-102
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/54746">https://doi.org/10.18910/54746</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# NTT分割の先送りの政治過程

——政策連合調整型ネットワークの変容を中心に——

尹 爽 相

はじめに

NTTの発足から五年目の八九年にNTTへの支配力強化をねらう郵政省は予定通り、NTTの経営形態見直しを電気通信審議会に諮問した。八九年一〇月から九〇年三月にかけて、分割論をめぐる議論は、一方の郵政省を中心とする分割推進派に第二電電（新規参入事業者）が加わり、他方のNTTならびに全電通を中心とする分割反対派には、大蔵省が加わるという対立が現われた。

しかしながら、分割をめぐる論争が繰り返された過程で注目されるのは、NTT分割問題をめぐる政策過程が一つの局面でしかなく、むしろまったく異なるレベルで展開する局面のロジックに刻印されたことである。つまり、リクルート疑惑、税制改革など政治的危機からの局面転換のために、自民党や内閣にとってはNTT改革を推進する余地はあったが、下落するNTT株価の対策と、八九年の参議院選結果、参議院の野党支配という政治構造の変化によって郵政省の分割推進が難しい状況に置かれていたといえる。

この面で見ると、制度的コンテクストの変化は、民営化当時の電電公社と全電通による「政策連合調整型ネットワーク」が堅固になる要因であったと考えられる。そして、今回の分離分割議論の特徴として挙げられる下落するNTT株価の対策も、郵政省を含む分離分割推進グループにNTT再編推進の妥当性を低くする要因であったといえる。本稿では、八九年の制度的コンテクストの変化とイシューコンテクストの変化の下で、分離分割議論の展開過程と、分割論終結の可能性が高くなったにもかかわらず、分離分割の五年先送りが決定されるようになった要因について検討する。

## 第一章 「政策連合調整型ネットワーク」変容要因としての政治・経済状況の変化

一九八五年のNTTの民営化以後、NTT分割論争は、日本電信電話株式会社法附則第二条に設けられた経営形態見直し条項である「政府は会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況およびこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と決められたことに基づいて郵政省が、一九八八年三月に「電気通信審議会」にNTT分割問題を諮問し、八九年一〇月に中間報告が提出されてから始まった。しかしながら、今回の分割論争は、第一五回参議院選挙の結果「衆参ねじれ」という政治状況の変化<sup>1)</sup>とNTT株の下落という経済的状況の悪化の下で、分割阻止を目指すアクターに有利に展開するようになった。

政治構造の変化は、八九年のNTT分離分割議論において、八二年の民営化議論の際に形成されていた「政策連合調整型ネットワーク」を変容させる要因であったといえる。つまり、政策決定集団の既得権アクターである通信族に加えて、社会党を含む野党が全電通と「政策連合調整型ネットワーク」の軸としての役割を果たすようになった

たことである。しかし、「政策連合調整型ネットワーク」の変容で注目されるのは、通信族とNTT・全電通との関係が民営化当時のように緊密ではなかったことである。八九年の分割議論が再燃された際に、通信族の中では、NTT経営陣に対し、「全電通に振り回されている」、「組合を氣にして合理化努力が足りない」などの厳しい批判があった。特に、野中広務議員は、衆議院予算委員会（八九年一〇月一六日）の質問で、「NTT株は政府が全体の六五%を所有し、将来も法律によって三分の一は所有し続けることになっておることを考えますときに、NTTは株主の利益を最優先するわけにはまいりませんし、労使関係もまたより透明性を要求されるものだと考える」と述べ、労使関係の透明性を強調し、旧国鉄の経営がおかしくなった要因として現場協議制を取り上げ、NTT労使間の「経営協議会」を強く批判した<sup>3</sup>。ところが、通信族の一部からのNTT労使関係の批判と合理化推進要求は、株価対策がイシューとなっている状況で、政策課題とはならなかった。

「政策連合調整型ネットワーク」変容の要因としての参議院選挙結果は、「自民党の一元支配」という一九五五年の結党以来の日本の政治の大きな枠組みが崩れたということや、政策決定過程が自民党に有利に展開されなくなったことを意味する。つまり、自民党支配の国会では、「与野党対決」といわれる重要法案は、いかに野党が強硬に反対をしたとしても、そのほとんどは成立し、法案成立過程が制度的に「断片化」されていたが、参議院の与野党逆転は、「与野党対決」が「与野党調整」の構造に移るようになったといえる<sup>4</sup>。選挙後、自民党の政治家は、参議院の重要性を改めて確認し、参議院の過半数議席を確保するために、野党と連立内閣を組む考えを示すことになった<sup>5</sup>。

このように、参議院における自民党の過半数割れという状況は、自民党にとっては法案成立に苦勞するようになり、単独政権と比較して、法案成立のために、与党はより野党に宥和的になり、協力を要請すること<sup>6</sup>で、与野党に

表-1 内閣提出法律案の成立率

	自民単独	自民単独 衆参ねじれ	細川連立	自社連立
内閣提出法案数	366	480	98	154
国会通過数	259	374	86	146
法案成立割合(%)	69.9	77.9	87.7	94.8

注：自民単独は108回国会～114回国会，自民単独衆参ねじれは115回～126回国会，細川連立政権は127回国会～129回国会，自社連立は130～134回国会までである。国会通過法案は，衆参両院賛成による法案成立であり，衆参否決には，衆参継続審議，衆院未了，参院継続審議，参院未了が含まれる。

よる法案支持の包括性が高くなったといえる。これについて、国会の議事運営を分析した増山幹高は、「安定的な多数与党が衆参両院において存在しない一九八九年から一九九三年衆参ねじれ期において、国会における多数派の意向に反するような立法が推進されるのではなく、むしろ国会を通過することが困難であるような法案の提出が戦略的に控えられ、そうした議会制度的な帰結として法案の成立率は高くなった」と指摘している。これは、多数与党が存在しない場合には、官僚が議会の反応を見て法案の提出を見合す現象、あるいは、議会の意向を汲んで法案を作成するフリードリッヒ (C. Friedrich) の「予測反応」(anticipated reaction)<sup>(8)</sup>の結果であると考えられる。(表-1)を見ると、自民単独政権の内閣提出法案の成立割合が、自民単独衆参ねじれ、細川連立政権、そして、自社連立政権の時よりも低いことが分かる。特に、「第一一五～一二六回」の「衆参ねじれ」の四年間の内閣提出法案の成立割合が自民単独政権の時よりも高くなったことには、内閣提出法案が三野党に支持されたこと、あるいは内閣が少なくとも反対されるような法案を提出しなかった結果として見られる。つまり、衆参ねじれの流動期における内閣提出法案では、内閣が野党反対の法案提出を避けようとし、これに野党は内閣提出法案を支持する傾向を強めることで、野党の「与党化」が顕著であったといえる。

このような、制度的コンテクストの変化は、郵政省のNTT分離分割の政策

課題が政府与党の政策として決定されにくい状況におかれている一方、改革当事者であるNTTと全電通、そして、野党は、NTT一体性の必要性をアピールしながら郵政省を圧迫することができるようになったことを意味したといえる。

そして、株価下落による大蔵省の分離分割先送り主張も、「政策連合調整型ネットワーク」変容の要因として挙げられる。分離分割阻止を目指す政策連合は、NTT・全電通と野党につながる政策連合（分割論終結政策連合）と大蔵省・財界を中心にする政策連合（分割延期政策連合）の二つに分かれていた。政策連合が一つになっておらず、二つに分かれていたのは、分割論終結政策連合が、郵政省の分離分割法案提出や、法案が出されても否決される可能性が高い状況で、分割論の終結を目指したことに対し、大蔵省の場合は、株価対策として分離分割を先送りしようとしたことであり、財界はNTT民営化の時から分離分割を主張する立場を堅持していたが、経済的状况に安定性を与える措置として分離分割の先送りを提示することになったからである。

以上のように、今回の分離分割論争は次のような政策連合の特徴の下で行われるようになったといえる。第一は、参議院野党主導は「政策連合調整型ネットワーク」の拡大、あるいは堅固性をもたらし、分離・分割を推進する動きに対応して、その政策連合に有害な変化を阻止することができた。これは、アマーブル (Bruno Amable) が「制度変化がより容易に遂行されるためには、支配的ブロックの利害変化がほとんどない場合である。他方、強力な社会政治的グループが利害関係に深くかかわっている場合は、変化はより慎重に遂行される」と指摘するように、制度変化を引き起こすためには、分割論終結政策連合との間で合意が得られるか、あるいは分割論終結政策連合の傾向に依存するしかない<sup>10</sup>。この点は、分割反対グループが分割推進グループより優位に立って、政策過程を主導するようになったといえる。

第二は、経済の安定性を求めるように動いた分割延期政策連合が、分割論終結政策連合との間で直接に政策共有を模索する行動を見せなかったことである。分割反対のグループが一つになっておらず、二つに分かれていたことは、次のような特徴を持つ。①改革当事者を中心にする分割論終結政策連合の場合は、八五年の民営化議論の時から、一貫してNTTの一体性を主張していたが、分割延期政策連合の場合は、本来分割推進派であり、NTT株価下落と経済状況の悪化という状況に拘束され、分割の先送りを選択した。この点は、同じ政策課題に対して、政策嗜好の一致が必ずしも利割の一致を意味しないことを表す。②分割延期政策連合の分割の先送りの主張は、状況依存的だったので、分割論が再燃する場合、分割論終結政策連合と葛藤関係に発展する可能性を残したまま、分割の先送りが決定されたことである。③大蔵省の分離・分割の先送りの主張は、郵政省にとって、分割論終結という分割論終結政策連合の圧力を回避する策として選択の余地を与えるものであったことである。

## 第二章 二つの政策連合による分離・分割阻止の政治過程

### 第一節 NTTと全電通の分離・分割論の終結推進

#### 1 分割阻止を目指す労使一体性と全電通の野党接近

一九八八年三月に「NTT法付則二条」に基づいて、郵政省が「電気通信審議会」にNTTのあり方を諮問したことから始まったNTT再編成論議は、改革当事者であるNTT、全電通と郵政省の間で再現された。郵政省の分割の動きを後押ししたのは、新規参入業者(NCC)の分割要求であった。NCCの場合は、「NTTに比べて非常に不利な競争条件での営業を強いられる」という事情を郵政省に説明し、解決策として、NTTのサービス(ポケットベル、自動車電話など)の分割と地域分割の二案を挙げている。<sup>1)</sup>

郵政省とNCCの分割の動きに対して、NTT側は、社長、副社長、常務や担当者をメンバーとする「制度対策研究会」を設けることや、一九八九年四月一九日に市内通話・市外電話別の収支をはじめて公表することで、郵政省の分割の動きを牽制した。NTTが市内電話・市外電話の収支を公表したことは、市外通話は大幅黒字で市内通話は赤字としており、それは、市外通話の値下げの根拠を示す形となっているが、分割すれば、市内通話の値上げにつながるということをアピールすることで、分割論を牽制する意味があった。また、六月一五日に山口開成社長は、「電気通信審議会」の「第二小委員会」のヒアリングで、①新電電との競争は始まったばかりであること、②合理化努力を続けていること、③ネットワークは一元的に運用した方がよいこと、④AT&T分割後の評価が分かれていること<sup>(12)</sup>、を説明して間接的に分割に反対の態度を表明した<sup>(13)</sup>。

全電通の場合も、一九八八年の時点ですでに分割阻止への態勢に入った。一九八八年七月二日から四日間開催された全電通の「第四二回定期全国大会」<sup>(14)</sup>で、山岸委員長の「NTT分割阻止」へのアピールに対して、四野党党首とも、これを全面的に支持し、NTT分割阻止のため、今後全力をあげて闘う旨の決意を披瀝した。そのとき、土井社会党委員長は、「全電通の主張を全面的に支持し、NTT分割阻止のため断固闘う」と宣言した。そして、矢野公明党委員長も、「NTT分割は、国民の利益を損ねる。民営化法案のとき以上に力を入れ、阻止のため闘う」と述べた。塚本民社党委員長も、「四年前の民営化法案の闘いでは、民社党は親身になって全電通の政策実現のため闘った。われわれはNTTの生みの親だと思っている。NTT分割など絶対許せない」と表明した。最後に、江田社民連代表も、「積極的にNTT分割阻止のため頑張る」と約束し、「NTT分割阻止」で四野党との政策協定の強化をアピールした<sup>(15)</sup>。

全電通は「第四二回大会」の後、一九八八年七月一九日に、二年後に迫った事業法・会社法見直しを最大限重視

するとともに、見直しなど当面する課題の解決に向け、それまでの労使関係をより一層発展させていくことなどを求める「第四二回大会決定に基づく申し入れ書」を会社側に提出した。八月九日の会社と全電通の中央交渉で、事業法・会社法の見直しについては、労使間で十分議論し、意見一致をみて対処するなど、N T T再編に労使一体で対応することを確認し、九月五日に開かれた「トップ交渉」でN T T分割阻止のために労使が一体になって対応することを決定した。<sup>16)</sup>

このような、全電通と会社側の分割阻止への一致とともに、全電通は、「第四二回全国大会」で決めた野党との協力強化のために、九月九日に全電通野党協力委員懇談会を開いた。会議には鳥井一雄、長田武士、矢追秀彦、坂井弘一（以上公明党・衆）、大矢卓史（民社・衆）、江田五月（社民連代表）、菅直人（社民連・衆）、山田耕三郎（無・参）が参加し、N T T分割阻止への協力を要請した。<sup>17)</sup>その後、全電通は公明党と「第一回定期協議」<sup>18)</sup>（八八年九月一四日）を行い、矢野委員長が「N T T分割問題について公明党と全電通の考え方は全く一致している」と述べるなど、「第四二回全国大会」での全電通との協力方針を再確認した。引き続き、八八年一月二日には、社民連との「第一回定期協議」を行い、山岸委員長の「分割には断固反対し、分割を前提とした見直しは行わない」と全電通としての考え方を述べたことに対し、江田代表は、「社民連としても同意見である。とりわけ分割反対について、お互いに連携し強力に取り組んでいきたい」と述べた。<sup>19)</sup>そして、八九年三月二日には、民社党執行部と定期協議が行われ、N T T分割反対で引き続き協力していくことを確認したほか、共産党を除く野党連合政権の実現に向けて協力することを決めた。<sup>20)</sup>八九年四月二日には、公明党との第二回定期協議が行われた。会議で山岸委員長は、野党選挙協力の推進、N T T分割阻止のための協力などを要請した。これに対し、矢野公明党委員長は「……自民党にとって代わる連合政権の樹立に向けて努力したい。電電二法等の見直しでは庶民・労働者の立場

に立ち、全電通の意見を聞きながら対応したい」と答えた。その後、懇談会でも、選挙協力、連合政権構想、NTT法見直しなどに関して活発な意見交換が行なわれた。<sup>21)</sup>

そして、八九年四月二八日には、八八年からの全電通の各野党との協力提携を進めてきた活動を締めくくる形で、社会党電気通信対策特別委員総会が開催された。総会で、山岸委員長は、会社法の見直しについて、「電気通信審議会の報告がまとめられる時期で、報告は分割の方向になる模様だ。リクルート疑惑と分割は異次元の問題であるにも関わらず、これを理由に分割を押し込もうとしている。社・公・民・連全て反対していくことを表明してきている。全力で取り組みを強化していきたい」と全電通の考え方を示した。そのほか、八九年参議院選挙に向けて、連合候補を立てて、積極的に連合政権構想実現のために努力することをアピールした。総会では、①電特委として「プロジェクトチーム」を設置し、具体的作業をすすめる、シンポジウムなどを開催すること、②分割後のAT&T（アメリカ）とBT（イギリス）の実態調査のため調査団を派遣すること、③社・公・民・連「四党実務者会議」などの活動再開と四党間の協力体制を図ること、などを確認した。

このような、改革当事者であるNTTと全電通の分割阻止への取り組みは、八九年七月参議院選挙の結果、参議院野党主導という政治構造の変化によって、郵政省の分割推進を阻止することができるようになったといえる。

## 2 分離・分割阻止の取り組みとして全電通の野党との協力強化

第一五回参議院選挙後の八九年八月三日～二四日に開催された全電通の「第四三回定期全国大会」で、山岸委員長は、「NTT事業の分離・分割問題に関しては、分割論は参議院選挙で与野党逆転が実現したことで、政治的には概ね九〇％勝負が付き鹵止めがかかったと判断する。分離問題については、最終的にはNTT労使間で決断すべき課題だ。しかし、現実的には政治的力により結論が導き出される公算が大きいので、野党四党にNTT分離問

題に反対する全電通の方針を積極的に支持していただきたい」と述べ、分離分割の阻止のために政治的基盤を拡大・強化することを八九年の運動方針として決めた。<sup>(22)</sup>この大会では、社・民・連の三野党代表と公明党の書記長が出席し、NTT分割問題では、各党とも分割阻止の態度を再確認した。<sup>(23)</sup>

一九八九年一〇月二日のNTT分割を骨子にする「電気通信審議会」の中間答申が発表されたことについて、山口社長は三月二日の記者会見で、分割については、① ネットワークの分割損、② 地域間料金格差、市内料金値上げ、③ 研究開発力の低下、④ インフラの統一的建設に対する支障などの問題点があり「選択されるべきではない」と反対した。特に、山口社長が問題としてあげたのは、「電通審」の合理化、子会社出資に関するガイドラインが、「自主的経営責任に任せられるべきもので国の規制強化で解決されるべきものではない」と反発を見せ、「自由化、競争体制の進展の流れに沿って通信行政をかじ取りしていただきたい」と注文した。特に、経営形態見直し問題については、「答申にはネットワークの二元的運営、利用者、株主の考えが今の議論にあまり入っていないので、そういう点を入れて総合的に検討すべきだと主張していく」と、今後の決議を示した。<sup>(24)</sup>

全電通も電気通信審議会の中間答申について、山岸章委員長は「郵政相の諮問機関にすぎない審議会が、労使関係に不当に介入し、NTTの自主性を否定し、経営自主性の尊重などをうたった国会決議を上回る振る舞いをするとは許せない」と、厳しく批判した。NTTの分割案についても、「要員の縮減勢力を認めないなど、前提が間違っており、誤謬だ」と述べ、今後の対応については「社会、公明、民社、社民連の四党などと連携し、分離・分割反対の運動を強力に推進する」と語った。<sup>(25)</sup>特に、全電通が中間答申に反対することになったのは、答申の中でNTTの問題点として「① 従業員の数が多、② 人件費は年間一兆円で人件費率も上昇傾向、③ 所定内労働時間年間千七百六十五時間と他産業よりかなり短い」と指摘していることが全電通の組合員の利益に反することで

あったからである。そして、社会党は、「郵政省と同審議会が見直しの最終結論を分割に求めようとする姿勢に反対し、NTTは全国ネットワークを一元的に維持し、全国公平な電話サービスの提供に努めるべきだ」と批判した。<sup>(26)</sup> 全電通は、翌日一〇月三日に「支部代表者会議」を開き、郵政省の分離・分割論を孤立させるために、地域における世論対策、国会対策を一層強めることを決議した。この決議により、全電通は「二世紀をめざした電気通信の確立にむけて」と題する小冊を作成し、NTTの分割は国益に反し、顧客の利益にも反するとして、今後の電気通信のあり方に関する全電通の考え方と政策に対する理解を求めていく取り組みを行っていった。

また、国会対策では、野党各党との協力のもとに、次のような活動が展開された。社会党電気通信対策特別委員会総会が一〇月二日に開催され、衆参議員七〇名が参加して、「NTT分割問題などに対するわれわれの見解」を確認し、一〇月三日には、衆議院大蔵委員会において、堀昌雄（社）、安倍基雄（民）議員が電気通信審議会委員の構成、分割に関する国会審議の経過などを追及、「分割問題は政府を含めた株主の利益も十分勘案し慎重に判断すべきである」との橋本蔵相の答弁を引き出した。そして、衆議院決算委員会（十一月六日）においては、草川昭三（公）、大矢卓史（民）議員が電気通信審議会の運営、効率化努力の認識、生産性比較、シェア比較の手法などの問題点について郵政省を追及した。<sup>(27)</sup> そして、衆議院物価問題特別委員会（二月五日）においても、伊藤忠治（社）議員が電気通信審議会の構成、NTTの要員削減・労働時間などの実態を指摘、公正取引委員会から分割のデメリットの答弁を引き出した。<sup>(28)</sup> 参議院通信委員会でも、大森昭（社）議員が中間答申について追及し、電通の意見を反映すべきであることを指摘した。<sup>(29)</sup>

ところが、翌九〇年二月の衆議院選挙は、社会党が一四〇議席獲得と大躍進したものの、公明、民社は議席を減らす敗北であった。一方、自民党は公認候補だけで安定多数を確保した。この結果、衆院は自民党の多数支配の継

統、参院は与野党逆転という、衆参ねじれが持続されることになった。選挙の結果がNTT分割問題の推移にどのように影響するかが注目されるところであったが、仮に政府・自民党が電気通信審議会答申の線に沿った法案の国会提出を企画したとしても、四野党が結束を強めていく限り、それを阻止しようという見通しをNTT労使は持つことができたといえる。

このように、分割阻止を目指す全電通と野党の協力は、取り組むべき課題に対して、労使だけでは解決できない政策的な広がりが生じた場合、特定の政党（社会党）を代弁者として確保しておく必要がなく、直接的影響力行使のチャンネルを形成する「政策過程の政治化」<sup>30</sup>、つまり、旧来の革新陣営による「ブロック化」姿勢への代替案として協力・協調を重視する「利益誘導の政治」<sup>31</sup>への変貌の結果であるといえる。特に、選挙以前からの全電通と社会・民社・公明・社民連の野党との政策協調の動きは、参院選の結果、野党とともに分割阻止を容易にする要因であったといえる。<sup>32</sup>

要するに、全電通と野党の協力が注目されるのは、政府によるNTT分割の動きを「推進と抵抗」という対決構造ではなく、政策決定過程の制度的枠の中で法案の拒否権を持つアクターによって、政府案が不成立にされる可能性が高くなったことである。そして、野党の同意がなくては政策の変更ができない制度的コンテキストは、郵政省にとっては、① 経営形態の一体性維持を共有するNTT、全電通、野党の分割論終結の要求を受け取ること、② 分割推進派であるNCCとの協力強化によって分割を推進すること、の二者択一の岐路に立つようになったといえる。

## 第二節 大蔵省の分割保留推進

一九八九年一〇月の「電通審」の中間答申が発表されたからは、NTT、全電通、野党の分割反対に大蔵省、公正取引委員会、経済界などが加わって、郵政省を牽制するようになった。まず、九月二日の電通審小委員会（会長・豊田英二トヨタ自動車会長）が一〇月の最終答申に向けて、これまで検討してきた三つの分割タイプと、分割によるさまざまな問題点と処方箋を列挙する中間答申案の概要を発表した。<sup>(33)</sup> 電通審の中間答申案に対して、政府側で分割反対の声が公正取引委員会から出てきた。公正取引委員会の情報通信分野競争政策研究会（座長・実方謙二北大教授）が分割についてメリットとデメリットを列挙し、現時点で分割が適当でないことを提言した。同委員会がまとめたメリットとデメリットは、メリットとして、① NTTと新規事業者間の接続条件が対等になる、② NTT内の内部相互補助が不可能になる、③ ネットワーク・利用者の利用条件が新規参入事業者と対等となる、④ 新規参入事業者の顧客・サービス計画情報をNTT市外会社が利用できなくなる、と分割の必要性を認めていたが、デメリットとして、① 範囲の経済性が失われ経済的ロスが生じる、② サービス低下や責任範囲が不明確になるなどを挙げている。現在の通信市場は新規事業者の事業展開の途中であり、競争状況は流動的であるので、市場競争を促進させる措置が必要であり、公正な競争が行われない場合は、三年とか五年とか一定期間後にまた検討するの<sup>(34)</sup>が適当であることと提言した。同委員会の報告書は、「電通審」の中間答申案が分離・分割の是非をこれから検討するという姿勢であるのに対し、分割論の見送りを明確に打ち出していたことで、政府内で分割をめぐる対立が表面化されるようになったといえる。

このような、政府内の分割に対する異見とともに、一九八九年一〇月二日に「電通審」のNTT分割を骨子にする中間答申が出てからは、郵政省の分割推進に反対する声が多くなった。経団連は、NTTの市内・市外分割は公

正競争の観点からは有効であり必要であるが、研究開発や株主の権利などについて、さらに検討するため、三年程度の猶予期間をおく必要性や、分割よりも「規制緩和が先」という点を強調した。そして、通産省の諮問機関である産業構造審議会の情報産業部会も、規制緩和をすれば料金の引き下げなど利用者の利便は向上するが、NTTのあり方だけ変えても効果は上がらないとして、規制緩和を優先することを骨子とするNTTの分割見送りを主張する報告を発表した。また、日本商工会議所も、地域格差がでる恐れがあることなどを理由に、NTT分割反対を郵政省に申し入れた。<sup>35)</sup>これに対して郵政省は、分割は体質強化につながり、マイナス要因にはならないし、米国内電話電信株は分割後に上昇したと反論した。そして、研究開発力の低下の懸念には、研究所を一社が引きつぎ、各社も研究所を持つ方式などで「むしろ技術革新が促進される」と反論した。<sup>36)</sup>

一方、郵政省の分割推進の動きは、NTT株価の下落に懸念する大蔵省の分割先送りの主張によって分割推進が厳しい状況に置かれるようになった。大蔵省にとっては、八九年に入ってから低迷を続ける株価安定の対策が政策課題であった。つまり、八八年一〇月の第三次放出以来の最安値を更新する状況で、一般投資家や証券業界の政府保有NTT株の放出計画に対する見直し要求に応じることで、九月二三日、一九八九年度分株式売却の見送りを決定することとなり、株式市場の安定と、株式の財産的株価の保護などを最大の政策課題とした。そして、八九年度一般会計、特別会計予算案では、NTT株の第四次放出で一九五万株を売却し、二兆八二二六億円を稼ぐ計画になっていた。ところが、四月十五日以後、大蔵省が八九年度予算案で計画している第四次放出下限価格の一四四万八千円を下回る状況が続き、大量放出は株式市場の混乱を招くと判断し、九月二三日に八九年度のNTT株売却見送りを決めた。<sup>37)</sup>

「電通審」の中間答申が出された後、NTT株価が一四〇万円まで下げたことに、大蔵省は、郵政省の分割推進

を強く懸念した。大蔵省が分割に反対することを明確にしたのは、一〇月一六日の衆議院予算委員会における橋本蔵相の答弁からである。橋本蔵相は「分割問題の帰趨などNTTをめぐる諸情勢が市場不安の要因として、株主を含めて投資家の立場に対しても慎重な配慮を払う必要がある」と答弁することで、分割論を牽制した。<sup>(38)</sup>

そして、橋本蔵相は一月二九日の参議院決算委員会で、「電気通信審議会の中問答申が出されました後、NTTの株価が下落をいたしておるといことは事実であります<sup>(39)</sup>」と述べ、株価対策として分離分割先送りの可能性を表明した。この場で、有村正意（郵政省電気通信局電気通信事業部事業政策課長）が、NTT再編成は分割した各社の体質改善と、外国の通信業者において再編成後株価が上昇した事例をあげながら分割が株価に必ずしもマイナスの影響があるとはいえないと分離分割の必要性をアピールした。ところが、有村正意は、NTT再編の検討の中で株主の権利を配慮すること<sup>(40)</sup>を明らかにすることで、分離分割の先送りの可能性をはじめに示した。

このような、NTT株価下落の対策として分割に消極的であった大蔵省は、NTTの長距離通信事務をしない通信部門を分離させ、完全民間化させることを柱とした「電気通信審議会の最終答申」（一九九〇年三月二日）に対して、NTT分割に必ずしも賛成していない立場から、「現実には生きた会社であるNTTの経営形態を変えるのであれば、株主や社債の保有者の利益が十分守られ、同意が得られることが必要不可欠だ」とし、郵政省に対し、「具体的な見直し作業では、大蔵省を含めた政府全体で見直し案をまとめるべきだ」と郵政省主導のNTT分割を牽制した<sup>(41)</sup>。ついに、一九九〇年三月一九日、NTT株が政府放出価格（二一九万七〇〇〇円）を割ったことを受け<sup>(42)</sup>、郵政省に対して分割案撤回を強く要求し始めた。当時、橋本蔵相が「株式は本来、市場原理で動くべきで、行政判断で国民の資産を減じることがあってはならない」と述べ<sup>(43)</sup>、分割に慎重な姿勢を見せた。

NTT分割論に対して、三月十五日、大蔵省首脳は、NTTの株価がジリ安状態を続けている問題について、

「株価の下落には、株式市場全体の低迷傾向に加えて、（先に電気通信審議会がまとめた）分割問題も影響している」と分割論が株安の原因であるとの見方を強調した。さらに、「国が民営化を決め、株の放出も決めた。国のやることで国民の財産の価値を減少させるようなことがあってはならない。そういう考えは郵政省にも伝えてある」と述べ、分割に積極的な郵政省を強く牽制した。<sup>(44)</sup>

しかし、郵政省の森本哲夫電気通信局長は、三月一九日記者会見で、「答申では株主の権利の確保を盛り込んである。政府決定では、答申を最大限に尊重していく」と、分割の方向性を打ち出すことに意欲を見せるなど、政府内部に異論も強く、郵政省と関係省庁との調整は難航し始めた。<sup>(45)</sup>三月二〇日に開かれた閣議では、株価低迷の原因の一つと言われる電気通信審議会の分割答申に政府として慎重な対処を求める声があった。まず、津島厚相は「民営化した会社に対し、答申をめぐって干渉がましいことをすべきではない」と発言し、橋本蔵相も「分割論議が株価下落の原因であることは、関係者の間で一致している。NTTのあり方をめぐる不透明感を払拭し、株主の信頼を得られるように努力する必要がある」と分割論を牽制した。ところが、深谷郵政相は「答申については、関係各方面の意見を聞いて慎重に対応したい」と引き取ったが、答申をもとにNTTのあり方を政府決定する期限は三月末にすることを表明した。<sup>(46)</sup>これは、NTT分割の方向性を打ち出した郵政省の意向とは裏腹に、政府内にも異論が根強いことを改めて見せた形になった。三月二七日の閣議になると橋本蔵相がNTT分割に大蔵省として反対であることを表明することになり、問題は郵政省と大蔵省との抜き差しならぬ対立という形に発展した。これに、海部首相は坂本三十次官房長官に調整を指示したが、この段階ですでに、分割を打ち出すのは難しいという見方が出ている。そうしたなかで大蔵省は郵政省に対し、NTT分割の凍結を含めた再検討に加えて、NTT株の外国人保有規制の緩和などの株価対策を要求するなど、より一歩踏み込んだ姿勢を示すようになった。<sup>(47)</sup>

郵政省は分割しないことを政府決定すべきであるとまで主張する大蔵省の積極的姿勢に押される形で、三月二九日にはせめて分割を先送りして、分割の可能性を残しておこうという姿勢になった。これに対して自民党政調委員会が調整に乗り出し、三〇日に自民党見解として決着することになった。この内容は、① NTTは長距離通信事業部、地域別事業部制を導入し、収支状況を開示する、② 他の電気通信事業者に配慮し、NTTの市内通信網との接続を円滑に進め、かつ公正有効競争上不可欠な情報の積極的開示を推進する、③ 移動体通信は一両年内に分離する、④ NTTは合理化案を自主的に作成、公表して実行する、⑤ 以上の措置の結果を踏まえ、NTTのあり方について一九九五年度に改めて検討すること、であった。<sup>48</sup> これをもとに、三〇日に政府方針が決定され、すでに決まった方針を確認したうえで、公正有効競争の促進のための方策として、移動体通信部門の分離など一四項目の課題が付け加えられた。

このように、下落するNTT株価の対策として大蔵省が主張した分割の先送り案が政府案として決められ、分割が先送りになったと多くの出版物が取り上げている。しかし、大蔵省が分割に反対したことは、加藤寛が、「大蔵省はここでも、通信市場の将来を見捉えた上での分割反対ではなく、下落する株価対策のみを考えての反対であり、あくまで省益追求の上での行動にすぎなかった<sup>49</sup>」と指摘するように、大蔵省は、NTT、労組、野党が主張するようなNTTの一体性を保つために分割阻止への積極的な姿勢をみせたことではないと思われる。つまり、NTT株価の下落がなかった場合、大蔵省は、八九年に予定されていた大蔵省所有のNTT株式の売却を行なうことになったといえる。そして、NTT分割先送りが決まった後の九〇年十二月一七日に「未売却二五〇万株のうち、二五〇万株を毎年度五〇万株程度計画売却、残り二五〇万株の売却は当分凍結する」と発表したことは、大蔵省の狙いがNTT分割阻止ではなかったことを明らかにする。これは、NTT分割の先送りを経済的要因で採すことは、経済

図 - 1 NTT 分割をめぐる諸アクター間の利益関係



- A : 経営形態一体制維持に共通する利益関係 (政策連合調整型ネットワーク, 分割論終結 : 分割論終結政策連合)
- B : 経済効果に共通する利益関係 (分割保留 : 分割延期政策連合)
- C : 分割に共通する利益関係
- A と B : 異なる補完的な利益関係, A と C : 対立する利益関係, B と C : 対立する利益関係, A, B と C : 対立する利益関係

状況の混迷という状況があくまでも介入変数であり、独立変数ではないことを表す。それゆえ、大蔵省による分離・分割の先送りの主張は、郵政省にとって、分離・分割論終結という圧力を回避する策として選択の余地を与えるものであったといえる。

### 第三節 補完的利害関係と郵政省の選択

改革当事者の分離分割反対と野党との政策連合、そして、株価下落を懸念する大蔵省による分離分割反対は、郵政省の分離・分割という、政策課題の可視性 (visibility) と、課題の重要度を低下させた。可視性は、政策課題がどれだけ多くのアクターの関心を引き起こすか、政策課題がどれだけ目立ったものであるかということによって決められ、多くのアクターが関心を持つ政策課題が政策決定の段階で政策案として採択される可能性が高くなる。そして、政策課題の重要度は、経済・政治的状况により、優先順位が付けられ、その重要度に応じて政策決定の段階で政策案として選択される。

通信市場の競争構造の確保を目指す郵政省の NTT 分割という政策課題は、(図 - 1) のように、ほとんどのアクターが分

割に反対する立場を堅持していたので、政策案として採択される可視性が低かったといえる。つまり、グループAの野党の存在は、参議院野党支配の状況で、政府がNTT分割の内閣法案を提出しても、参議院で否決され、法案は不成立となる可能性が高くなったからである。そして、グループBにおけるNTT株価の安定のための大蔵省による分割先送りの主張、郵政省と分割推進という政策一致を見せてきた経済界が分割先送りを要請したことは、NTT分割推進の可視性を低くする要因であった。しかし、グループAとBの関係は、「補完的利害関係」であったと見られる。AとBの関係が「補完的な利害関係」<sup>(51)</sup>であったというのは、分割阻止への目的は異なるが、各々グループの利益を保つために分割阻止の必要性を認識していたからである。つまり、NTTと全電通においては、①ネットワークの全体的な管理や運営ができなくなり、ネットワークを分断されると、エンド・シー・エンドでの効率的なネットワーク構築が困難になること、② サービスや料金の会社間格差が現われること、③ 経営の総合力を弱め、世界的競争に打ち勝つためにも、強力な巨大企業が必要であること、④ 研究開発の主体の不明による研究開発力の低下などを理由として分割反対を主張した。一方、大蔵省は、一九八九年一〇月二日の電気通信審議会のNTT分割を骨子とする中間答申が報告された直後、さらに株価が下落することへの懸念から分割反対の立場をとるようになったのである。そして、経団連などの経営団体は、NTTとNCCの公正な競争体制が確立されていない状況で、分割よりも規制緩和推進、株主権利確保などを理由に、分割決定を三年から五年後に検討することを要求した。ところが、分割反対への目的はとにかく、株価対策としての分割反対の動きは、分割推進派が劣位を甘んじながら分割を推進する理由がなくなっており、政府与党の政策決定の段階で大蔵省の主張する経済的便益が正当性を得て、政策決定の段階で支配的地位を占めるようになった。

そして、政策課題の重要度の観点から見ても、郵政省の分割推進の政策課題が政策案として決定されることが厳

しい状況であった。つまり、NTT株の下落という状況では、政策決定集団の内では、「電気通信審議会」の分割論が出された後、低迷するNTT株価の対策として分割先送りの必要性が出てくるようになった。株価対策のための政策の必要性こそが、通信市場の競争構造の確保のためのNTT分割を目指す郵政省の政策課題を押しつけて、大蔵省の株価安定の政策課題が郵政省の劣位と大蔵省の優位という関係によって経済状況に安定性を与える措置として分割の先送りが決定された所以といえる。

このように、郵政省は現在の置かれている状況を自らのコントロールを超えた「パラメータ」として捉えるところから、NTT再編について分割の先送りを受け入れるしかなかった。ところが、郵政省には、分割の先送りの内容として、Bの「経済効果に共通する利益関係（分割延期政策連合）」の要求である「分割保留」を反映すること、Aの「経営形態一体制維持に共通する利益関係（分割論終結政策連合）」の要求である「分割論の終結」を反映することの二つの選択肢を残していた。この二つの選択肢の中で、郵政省は、Bの要求を受け入れる形で、経済的状況に安定性を与える措置として分割の先送りを決定するようになったといえる。これは、分割先送りの内容が、グループAの要求であるNTT一体性を持続させる分割論の終息が分割の先送りを決定した政府決定案に反映されていなかったことで明らかである。つまり、九〇年三月三〇日に合意した政府方針には、NTTのあり方を一九九五年度に改めて検討することを明示し、移動体通信は一年内に分離すること、NTTを長距離通信事業部と地域別事業部制を導入することなど、経営形態に対しては、一九九〇年三月二日のNTT分割を骨子とする「電気通信審議会」の最終答申をほぼ反映していた。これは、郵政省の政策課題の可視性と重要性が低い状況で、劣位の郵政省は、分割しないことを政府決定すべきであるとまで主張する大蔵省の積極姿勢に押される形で、分割を先送りして、分割の可能性を残しておこうという戦略的選択の結果であるとみられる。

以上のように、NTT分割の先送りの決定は、分割反対派の主張性（自己利益を満たそうとする関心）が高く、協調性（相手利益を満たそうとする関心）が低い状況で、郵政省の主張性と大蔵省に対する高い協調性によって現われたといえる。郵政省が大蔵省に対して協調性が高いといえるのは、一九九〇年三月二日の「電気通信審議会」の最終答申に、「株主・債権者の権利確保」の項目が含まれ、分割反対の大蔵省の主張を反映する形となっており、郵政省にとっても、分割の先送りに同意する正当性を確保するようになったからである。これにより、九〇年の分割先送りの決定は、改革当事者であるNTTと全電通を排除した大蔵省と郵政省間の調整の結果として決着を見るようになったといえる。

おわりに

一九九〇年に予定されていたNTT分割が先送りになったことは、八九年の政治経済構造の変化が要因であったといえる。今回の分割議論は、アクター間の対立が少なかったことが特徴である。これは、政治・経済構造の変化が分割の妥当性を低くして、分割の必要性をアピールするアクターの出現が少なかったからであるといえる。そして、今回の分割議論の過程をアクターの行為に焦点を当ててみると、八二年の民営化議論と比べて自民党の通信族の役割が少なかったことも特徴である。これは、自民党・内閣の分割先送りの決定を大蔵省が主導したからだといえよう。政策決定集団の通信族の役割が少なかったことは、NTT・全電通・通信族との間で形成されていた政策ネットワークが縮小、あるいは影響力の低下を意味することであった。だが、全電通の社会・民社・公明・社民連との参院選挙協力、そして、参議院野党主導という政治構造の変化は、分割阻止を目指すNTTと全電通が郵政省よりも、優位に立つ要因であったといえる。

そして、八九年の分割議論の特徴として挙げられるのは、分割阻止を目指していた諸アクターの間で政策協調がなかったことである。変化を伴う政策決定では、何らかの影響を受ける多様なアクターが参加し、各アクターは利害関係によって、推進と阻止の二つの立場が取られることが想定される。二つの立場をとるグループが対立を続ける場合、アクターは政策共有や政策協調を模索することで、自分の政策選好を政策に反映しようとする。だが、今回の郵政省の分割推進は、NCCを除く、諸アクターが分割に反対し、NTT株価下落の措置として郵政省のNTT分割案は一蹴され、政策共有を模索する対立関係まで発展してなかった。この点は、分割阻止を目指すアクター間の政策協調が現れなかった要因であったと思われる。

以上のように、八九年の分割論争は、政治・経済状況の変化によって分割先送りがある程度予想されていたといえる。しかし、問題になるのは、分割先送りの決定が分割論争の再燃可能性を残したまま決定されたことである。これは、日本の通信政策がNTT一社の問題に凝縮されてしまい、技術の変化、競争環境の変化に対応できない一つの要因になったといえよう。

(1) 「衆参ねじれ」という政治構造の成立は、竹下内閣の消費税法の成立とこれに対する批判、そして、八八年に発覚したリクルート事件による政治不信、農産物輸入自由化など自民党農業政策に対する批判が要因であった。

(2) 八九年の分離分割議論の当時、通信族とのつながりをみると、民営化の時点で形成されていた山岸と金丸ないしは金丸の系列に属する羽田敦が通信政策部長であったことは、分離分割阻止のためのパイプが効いたといえる。藤井一『分割—NTT vs 郵政省、大義なき戦い』ダイヤモンド社、一九九六年、九三―九四頁。

(3) 『第一一六回衆議院予算委員会会議録』(一九八九年一〇月一六日)

(4) 参議院の影響力の源泉は、法律案成立において参議院の同意を必要とすることである。予算案と条約案について、内閣と参議院が対立する場合、衆議院の議決が参議院の議決に優先するので、参議院が賛成しない場合にも問題は発生しな

い。しかし、内閣が提出する法案に対して、参議院が支持しない場合、法案を成立させるためには、再び衆議院における出席議員三分の二以上の支持が必要となり、衆議院案として可決すれば、それが国会の決議となることされている（憲法第五九条二項）。ところが、衆議院で三分の二以上の議席を確保していない自民党にとっては、内閣は法律案を成立させるために、必要な支持をさまざまなかたちで参議院議員から獲得する必要がある、この必要性こそが、参議員が獲得する影響力の源泉であるといえる。

(5) 例えば、当時副総裁であった金丸信は「自民党は左派を除いた社会党と大同団結することを考えてもよいのではないかと発言するようになった。『朝日新聞』一九九〇年四月一日付朝刊。そして、幹事長だった小沢一郎も「公明党に對し、国の基本政策でも歩み寄れるところはお互いに歩み寄り、厳しい九〇年代の政治に対応したい」という考えを示している。『朝日新聞』一九九〇年四月八日付朝刊。

(6) 例えば、自民党竹下派の金丸信会長は、九〇年一月四日に宮城県石巻市内のホテルで開かれた同派代議士の後援会で、二月に予想される総選挙後の政局に触れ、「政治が不安定になり、国民生活に影響を及ぼすようではいけない。自民党が勝っても衆参両院の綱の引き合いだ。自民党も考えるが、野党も考えることが政治家の責務だ」と述べた。金丸信が語ったのは、衆院で自民党が過半数を維持したとしても、参院で野党側が多数を握る状態が続くことを踏まえ、総選挙の選挙協力の方策をめぐる話し合いに、野党側も前向きに対応するように求めたものであり、選挙後の与野党協議の必要性を訴えたものとみられる。『朝日新聞』一九九〇年一月四日付夕刊。

(7) 増山幹高『議会制度と日本政治——議事運営の軽量政治学』木鐸社、二〇〇三年、一七九―一九九頁、参照。

(8) Carl J. Friedrich, *Man and His Government*, New York: McGraw-Hill, 1963, pp. 201-202.

(9) ブルーノ・アマール著、山田鋭夫・原田祐治訳『五つの資本主義——グローバリズム時代における社会経済システムの多様性』藤原書店、二〇〇五年、九五頁。

(10) 政策選択を決定するモデルとして多数決モデル (majoritarian model) とコンセンサス・ベース・モデル (consensus based model) が挙げられる。多数決モデルでは、政策選択は統一された中央で行われ、その中央の権力は、人々における多数派から委任されることによって生じる。いったん権力を持つアクターのアイデンティティについて合意が得られたならば、政府はさらなる合意を求めることなく、政治的意思決定を行い、制度変化を行う効力を持つ。ところが、フォー

マルな代表を欠いているので、多様な利害グループ（利益集団）は政府に対して、互いに競合する形で圧力をかける。そして、コンセンサス・ベース・モデルの場合は、さまざま利害グループを代表するアクター間の合意が形成されるかどうかで、政策的意思決定を行ったり、制度変化を引き起こしたりする。二つのモデルは、拒否点（ *veto points*）の数と拒否権プレーヤー（ *veto player*）のウエイトに関して異なっている。拒否点とは、ある政策手段、立法、あるいは何らかの制度変化が妨げられ現状が維持されるような何らかの点である。拒否権プレーヤーとは、そうした手段を阻止するような個人や集団の行為主体のことである。それゆえ、誰がそれを発動するかということは、現在の政治構造に依存する。結果として、政治変化によって制度変化に反対する新たなアクターが権力の座に就いたならば、変化に対して一層抵抗的であり現在の制度が持続されることとなる。George Tsebelis, *Veto Players: How Political Institutions Work*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 2002.

(11) NCCの分割要求に対して、郵政省の塩谷電気通信局長は、「基本料金も含めたNTTの全国の電話収入と比べ、新電電はわずか一・五％程度に過ぎない、NTTの独占的状况はなお変わらない」と分割の必要性をアピールした。「朝日新聞」一九八九年三月七日付朝刊。

(12) AT&T分割の評価がわかれているのは、全電通の「情報通信研究会」が開催した一九八八年九月一六日の「国際化時代における電気通信事業のあり方」の国際シンポジウムで顕著となった。国際シンポジウムの内容については、NTT労働組合『全電通労働運動史』第二巻、NTT労働組合、一九九九年、二七二―二七五頁、参照。

(13) 『朝日新聞』一九八九年四月二〇日付朝刊、六月一六日付朝刊。

(14) 「第四二回定期全国大会」で決めた八九年の運動方針は、① 社会党を中心とする野党との支持・協力関係を強めること、特に、NTT分割や規制緩和などに関する問題については、社・公・民・連野党四党との政策的合意を得るために積極的な対応を行う、② 公明党、民社党、社民連との定期協議は随時実施し、より一層強力関係を深めること、③ 税制改革の闘いは当面する問題であり、不公平税制の抜本的是正を行うことが先決であり、その実現を期す、などであった。NTT労働組合『全電通労働運動史』第一巻、NTT労働組合、一九九九年、二五一―二五四頁、参照。

(15) 山岸章、『変化への挑戦——スト権ストから800万人連合誕生まで』日本評論社、一九九〇年、八一―八二頁。

(16) トップ交渉後の九月九日に開かれた、第二回地元委員長会議において、山岸委員長は、「① NTT分割阻止、② 公

正取引委員会の「端末・通信機器部門の分離発言」はのりこえる、③見直し時期延長論があるが、勝負の次期は二年後、の三点について意見一致した。この意義は大きい」と評価した。NTT労働組合、前掲書、二六七頁。

(17) NTT労働組合、前掲書、二六八頁。

(18) 公明党からは、矢野委員長、大久保直彦書記長、権藤恒夫、木内良明、石田幸四郎、坂口力議員が出席した。

(19) 民社党からは、江田代表、田常任顧問、安部書記長、管政策委員長ら七人であった。

(20) 民社党の参加者は、永末委員長、米沢書記長、河村副委員長、中野政審会長、吉田国対委員長、木下機関誌局長、伊藤労働局長、大矢議員が出席した。NTT労働組合、前掲書、二七一頁。

(21) NTT労働組合、前掲書、二七〇頁。

(22) NTT労働組合、前掲書、三三六～三四三。

(23) 山岸章、前掲書、九〇頁。

(24) 『朝日新聞』一九八九年一〇月三日付朝刊。

(25) 『毎日新聞』一九八九年一〇月三日付朝刊。

(26) 『朝日新聞』一九八九年一〇月三日付朝刊。

(27) 『第一一六回衆議院決算委員会会議録』（一九八九年十一月二六日）

(28) 『第一一六回衆議院物価問題等に関する特別委員会会議録』（一九八九年二月五日）

(29) 『第一一六回参議院通信委員会会議録』（一九八九年二月五日）

(30) 久米郁男は、労働政策過程の政治化をもたらした要因として、①グローバルゼーション、②政界再編、③審議会改革、④労働戦線統一、を挙げている。この中で、①グローバルゼーション仮説は、グローバルゼーションによる市場競争が激化する状況の下で、個別企業において賃金、雇用システムの変革が経営者の主導の下、労働者の利益に反してなされている中で、政策形成の政治化が生じたと指摘する。②の政界再編仮説は、政権交代が予測される場合、野党との関係を持つ集団は、現与党政権の行政を通して利益表現を図るよりも、次回の選挙において政権交代を実現することで利益を実現しようとする。これは、一九八九年参院選挙の与野党逆転が起き、労働組合が政党政治を通して利益を達することにとどまらず、自ら政治勢力（政党）となることである。④の労働戦線統一仮説は、一九八九年になった労働戦線

の官民統一が、かえってコーポラティズム的な労働政策過程を容容させ、労働政策の決定を政治化したというものである。久米郁男『労働政治―戦後政治のなかの労働組合』中公新書、二〇〇五年、七八―八八頁。

(31) 労働組合の運動に変化が生じたことについて、五十嵐仁は、「労働組合が取り組むべき課題において、労働政策や経済・産業政策など経営内の労使だけでは解決できない政策的な広がりが生じてきたからであり、労働組合が社会的な役割を自覚し、労働者の要求だけでなく国民的な幅広い課題についても取り組む姿勢をしめすようになってきたからである」と指摘する。五十嵐仁『政党政治と労働組合運動』御茶の水書房、一九九八年、三五〇頁。

(32) 一九八七年の「連合」発足について、山岸章（連合）会長代行・八九年新「連合」の会長）は、「労働戦線統一は、わが国の全労働者の永年の悲願だった。この悲願達成は、官・民全労働者を結集した統一ナショナルセンターができていなければ完結できない……しかし、「連合」結成は、全労働者の悲願達成への大きな足がかりとなることは事実。その意味で、今年は歴史上、大きな節目の年になることは確実である」と「連合」の結成に積極的であった。山岸章、前掲書、二二〇頁。

(33) 中間答申案では、再編成のやり方として三つのタイプを挙げ、それぞれについて特徴、分割後各社の収支試算、分割コストなどを説明している。電力型再編成方式は、単純に地域ごとに分ける方法で、試算によると、一〇分割した場合、首都圏、東海、関西を除く、北海道、東北、信越、北陸、中国、四国、九州各社は赤字になる。市内・市外分離、市内全国一社方式は、NTTしか市内網をもっておらず、新電電などすべての新規参入事業者はNTTの市内網に自分の基幹回線を接続しないと事業できない構造になっていることから、市内網とNTTの市外回線運用会社を分ける必要がある。この場合、移動体通信など各事業は、市内会社が受け持つこと。市内と市外分離、市内複数会社方式は、市内と市外を分けたくて、さらに市内を地域ごとに分割する方法である。赤字になるのは、市外会社のほか一〇分割で首都圏と関西、東部、中部、西部に三分割すると、東部だけ赤字、東西二分割でも、西日本は赤字になる、などのさまざまな問題点と処方箋を列挙した。『朝日新聞』一九八九年九月三日付朝刊。

(34) 『朝日新聞』一九八九年九月一四日付朝刊。

(35) 『朝日新聞』一九八九年二月二日付朝刊、一九九〇年一月三日付朝刊、二月二六日付朝刊。

(36) 『朝日新聞』一九八九年一〇月三日付朝刊。

- (37) NTT株の放出をみると、第一次放出（一九八六年二月）の場合、株価が二一九・七万円、放出株数一九五万株であった。そして、第二次放出（八七年二月）の場合は二三五万円、一九五万株であった。第三次放出（八八年一月）の時は、一五〇万株を売却し、株価は一九〇万円であった。そして、第三次放出以後、リクルート疑惑発覚の後、事件のニュースが出るたびに株価は下げ続けてきた。直近では八八年一月一日、武場英NTT取締役へのリクルートコスモス株譲渡判明二〇〇万円、真藤会長秘書名義の株譲渡を朝日新聞が報道、二万円安の一八三万円、一月六日の真藤会長が秘書名義の株譲渡を認め陳謝、七万円安の一七三万円、十二月四日の真藤総裁が引責辞任、一七七万円、八九年二月八日の東京都が公共事業からNTT排除を決める、一六四万円の値下げが続いた。『朝日新聞』一九八九年二月二十七日付朝刊。
- (38) 『第一二六回衆議院予算委員会会議録』（一九八九年一月一六日）
- (39) 『第一二六回参議院決算委員会会議録』（一九八九年一月二九日）
- (40) 同右
- (41) 『朝日新聞』一九九〇年三月三日付朝刊。
- (42) NTTの株価の下落は続き、株価の下げ幅が市場二位となった一九九〇年三月二日には、NTT株の買い注文が全く成立せず、一時は売買中断となり、結局、前々日比八万円安の百六万円で午前の取引を終えた。『朝日新聞』一九九〇年三月二日付夕刊。
- (43) NTTの株主構成をみると、一九八九年五月末時点では、個人株主が約百五十八万人で約二百九十四万株を所有していた。政府・地元公共団体の持ち株を除くと、流通株式の約五七%を占めている。これは、日本の普通の企業の安定株主比率が七割前後を占めるのとは逆で、その分、証券会社や大株主が一体となった日本独特の「株価テコ入れ」をやりにくい体質であった。
- (44) 『朝日新聞』一九九〇年三月十六日付朝刊。
- (45) 『朝日新聞』一九九〇年三月二〇日付朝刊。
- (46) 『朝日新聞』一九九〇年三月二〇日付夕刊。
- (47) 『朝日新聞』一九九〇年三月二十七日付朝刊、二十八日付朝刊。

(48) 『朝日新聞』一九九〇年三月三〇日付朝刊。

(49) 加藤寛『N.T.T vs 郵政省——インターネット時代の覇者は誰か?』PHP研究所、一九九六年、三六頁。

(50) 岡本哲和「第六章政策過程」森本哲郎編著『現代日本の政治と政策』法律文化社、二〇〇六年、一七五―一七八頁、参照。

(51) 三つの利益関係は、フィッシャー (Fisher) が分類する利益の三つの種類、つまり、「対立する利益 (the opposed interests)」、「異なる補完的な利得 (the differing but complementary interests)」、「共通する利益 (the shared interests)」に着目して、アクター間の利益関係を分類した<sup>29</sup>。Roger Fisher, William Ury and Bruce Patton, *Getting to Yes: Negotiating Agreement Without Giving In*, New York: Penguin Books, 1991, p. 41.